

○ 稲川土地改良区職員旅費規程

〔昭和48年1月19日〕
制 定

改正 昭和50年3月18日 昭和52年2月25日
昭和54年5月7日 昭和57年2月20日
昭和62年2月23日 昭和62年12月8日
平成7年2月23日 平成8年2月13日
平成18年2月17日 平成23年10月21日

（旅費の支給）

第1条 職員が、土地改良区の職務で旅行したときは、この規程により旅費を支給する。

2 次の各号の一に該当する場合には当該各号に掲げるものに対し、旅費を支給する。

（1）職員が出張中退職、失職、又は休職となった場合には当該職員

（2）職員が出張中に死亡した場合には、当該職員の遺族

（旅行命令等）

第2条 理事長は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示する暇がない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、理事長は、できるだけすみやかに旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

（旅費の種類）

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

（旅費の計算）

第4条 旅費はもつとも経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

（旅行の日数）

第5条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては、400キロメートル、水路旅行にあつては、200キロメートル、陸路旅行にあつては、50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることが出来ない。

2 前項ただし書きの規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

（路程の計算）

第6条 内国旅行における路程は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより計算する。

（1）鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客運賃算出表に掲げる路程

（2）水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

（3）陸路 当該路程の計算について理事長の認めたものに掲げる路程

（鉄道賃）

第7条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。

（1）その乗車に要する運賃

（2）急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

（3）座席指定料金を徴する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、急行料金を支給する。

（1）特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上の

もの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 50 キロメートル以上の

もの

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、特別の事由により急行列車利用を命ぜられたもの

たもの

3 第 1 項第 3 号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

(船賃)

第 8 条 船賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(航空賃)

第 9 条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第 10 条 車賃の額は、1 キロメートルにつき 37 円とする。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算し、その起算は居住地からとする。ただし、通勤手当の支給を受けている者は通勤手当と重複しないよう起算する。

3 前項の規定により通算した路程に 1 キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

4 前 3 項の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）第 14 条及び第 15 条に規定する地域（以下「甲地方」という。）に旅行する場合における車賃は、滞在 1 日につき 1,500 円、甲地方以外の県外の地域に旅行する場合において前 3 項の規定により難しい場合の車賃は、滞在 1 日につき 500 円を打ち切りとして支給する。

(日当)

第 11 条 日当の額は、1 日につき 2,200 円とする。

2 県内の旅行の場合における日当は、宿泊した場合を除くほか前項の規定にかかわらず、支給しない。

(宿泊料)

第 12 条 宿泊料の額は、一夜につき 11,800 円とする。ただし甲地方への旅行の場合は、一夜につき 13,100 円とする。

(食卓料)

第13条 食卓料の額は、一夜につき2,200円とする。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

（退職者等の旅費）

第14条 第1条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

（1）職員が出張中に退職等になった場合には次に規定する旅費

ア 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの旅費

イ 退職等を知った日の翌日から10日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの旅費

（遺族の旅費）

第15条 職員が出張中に死亡した場合には、出張の例に準じて計算した旧在勤地から死亡地までの往復に要する旅費を当該旅行した場合に限り支給する。

（旅費の特例）

第16条 国、県その他地方公共団体等からの旅費の支給を受けるときは、この規程により支給しない。ただし、その旅費がこの規程による額を下回った場合に限り、その差額を支給することができる。

（旅費の調整）

第17条 役員等に随行して職員が旅行するときは、旅費はその役員の旅費と同額を支給することができる。

（補則）

第18条 この規程に定めのないものは理事長がこれを定める。

附 則

この規程は、昭和48年1月19日から施行し、昭和47年6月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月18日）

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年2月25日）

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年5月7日）

第4編 給与（稲川土地改良区職員旅費規程）

この規程は、昭和54年5月7日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年2月20日）

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年2月23日）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年12月8日）

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成7年2月23日）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年2月13日）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月17日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月21日）

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

鉄 道 賃	船 賃 航空賃	車 賃	日 当 (1日)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	滞在費 (1日)
運賃、急行料金、 特別急行料金及 び座席指定料金	実 費	1 km当り 37円 (実費)	2,200円	甲地方 13,100円 甲地方以外 11,800円	2,200円	甲地方 1,500円 甲地方以外 500円

